

# スーパー積金

平成 27 年 12 月 7 日現在

1. 商 品 名 (愛 称)	定 期 積 金 (愛称) スーパー積金
2. 販 売 対 象	・ 法人、個人
3. 期 間	・ 6 ヶ月以上 5 年以下
4. 預 入 (受 入) (1) 預 入 (受 入) 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・ 1,000 円以上 ・ 100 円単位
5. 払 戻 (支 払) 方 法	・ 満期日以後に一括して支払います
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 (契約時の店頭表示の利率 [年利回り] を満期日まで適用します) ・ 給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・ 給付補填金は付利単位を 1 円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
7. 税 金	・ 個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優は利用できません) ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります ・ 法人は総合課税となります
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・ 個人の場合は、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに 1.0% 上乗せした利率)
10. 中途解約の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください ・ または窓口へご照会ください

## スーパー積金

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください</li> <li>・ 紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</li> </ul> <p>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、 ①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を徴求します</li> <li>・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します</li> <li>・ 定期積金通帳の場合ATMでの掛込ができます</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</li> </ul>

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。